

第1章 社会福祉法人エデンの園の運営

1-1 エデンの園 運営の基本理念

1. キリストの愛(自分を愛するように、隣人を愛する)の精神による利用者支援を行います

社会福祉法人エデンの園の母体である「重複障害者と共に生きる会」の理念－「重度の障害者の苦悩を知り、キリストの愛の精神で奉仕する」－を受け継ぎます。

*キリストの愛の精神＝「あなたの隣人をあなた自身のように愛しなさい」という聖書の言葉は、他者の痛みや苦しみに関心を持ち、キリストの生き方を学び、他者を大切に、仕えるという意味です。

2. 人として当たり前の実現を目指す支援を行います

利用者の「自分らしい生き方」を実現するために「利用者主体」という視点で適切に意思決定支援を行い、当たり前の生活の実現（ノーマライゼーション）できる仕組みや環境を整えます。

3. 一人ひとりの可能性を求めてリハビリテーションを推進します

個別支援計画に基づき、利用者（児）の発達を保障するとともに、科学的根拠に基づいたリハビリテーションを行い、利用者（児）が身体的、心理的、社会的、職業的、経済的に最適な能力を発揮できるよう支援します。

1-2 今年度の重点目標

1. 中長期ビジョンにそった取組

① 生きがいある生活

- ・新たな生活介護事業所の開所を準備します
- ・新たなグループホームの建設を申請します

② 安心できる高齢者支援の仕組み

- ・高齢者支援について研修しながら、技術力をアップします
- ・喀痰吸引研修に2人以上派遣します

③ 地域のニーズにこたえる

- ・グループホームに看護師を配置します
- ・地域包括支援について、先進地視察を行います

2. 権利擁護を推進し、利用者の意思及び人格を尊重します

3. 個別支援計画を充実し、具体的に目標の実現を図ります

4. 衣食住支援の充実をはかり、生活環境を整えます

5. 健康の維持・増進をはかります

6. 第38回全国盲重複障害者福祉施設研究大会宮崎大会を成功させます

1-4 社会福祉法人エデンの園の年間計画

日 程	事 業 内 容
平成 29 年 4 月	平成 29 年度第 1 回法人理事会・評議員会
5 月	平成 29 年度法人監事監査
6 月	平成 28 年度決算報告 平成 29 年度第 2 回理事会・評議員会 苦情解決委員による相談会（はびねすの窓） 平成 29 年度第 3 回理事会（理事長選出）
7 月	
8 月	
9 月	平成 29 年度第 4 回法人理事会・第 3 回評議員会（予定）
10 月	全国盲重複障害者福祉施設研究大会（宮崎大会） 社会福祉施設理事長・施設長研修
11 月	
12 月	
平成 30 年 1 月	平成 29 年度第 5 回法人理事会・第 4 回評議員会（予定） 社会福祉法人監事研修
2 月	苦情解決委員による相談会（はびねすの窓）
3 月	平成 29 年度第 6 回法人理事会・第 5 回評議員会

その他 平成 29 年度宮崎県社会福祉施設等指導監査（予定）

1-5 各種窓口及び会議

① 各種窓口担当者

○相 談

	内 容	氏 名	役 職 名
各種相談窓口	利用料金に関すること	陶山 康子	総務課長
	障害者支援施設・ショートステイに関すること	林 裕 一	生活支援課長
	生活介護ふれあいに関すること	塩 満 裕 子	生活介護事業所チーフ
	グループホームに関すること	町田 紀 恵	グループホームチーフ
	相談支援に関すること	長友真佐子	相談支援事業所チーフ
	放課後等デイサービスに関すること	寺 田 法 子	放課後等デイサービスチーフ

○苦 情 ・ 事 故

	事 業 所	氏 名	役 職 名
苦情受付担当者 事故報告担当者	障害者支援施設	林 裕 一	生活支援課長
	生活介護ふれあい	塩 満 裕 子	生活介護ふれあいチーフ
	グループホーム	町田 紀 恵	グループホームチーフ
	相談支援事業所	長友真佐子	相談支援専門員チーフ
	放課後等デイサービス	寺 田 法 子	放課後等デイサービスチーフ
苦情解決第三者委員		並 タツ	(社会福祉士)
		日高義治	(臨床心理士)

* はびねすの窓(苦情解決第三者委員による相談会)を年に2回開催する。

○セクシャルハラスメント・パワーハラスメント

	氏名	役職名
セクシャルハラスメント・ パワーハラスメント受付	陶山康子	総務課長
	林 裕一	生活支援課長
	坂元淑子	地域福祉課長

○虐待

	氏名	役職名
虐待防止受付	陶山康子	総務課長
	林 裕一	生活支援課長
	坂元淑子	地域福祉課長

○防火管理者

事業所名	氏名	役職名
障害者支援施設エデンの園	宇都宮知敬	法人事務局長
エデンの園グループホーム (ホームみらい・青い鳥) 地域福祉支援センター ワークセンター・シャローム	坂元淑子	地域福祉課長

○産業医・衛生管理者

事業所名	氏名	役職名
社会福祉法人エデンの園	田中俊正	産業医 (田中外科医院)
	櫻木 香	衛生管理者

○外部委員会

協議会名	担当	氏名
全国盲重複障害者福祉施設研究協議会	運営委員	廣瀬 恵
		日高武敏
宮崎県知的障害者施設協議会	会員施設代表	廣瀬 恵
	スタッフ部会	後藤千恵
	障害者支援施設部会	林 裕一
Super 歩一步の店		川辺宣敬
平成29年度全国盲重複障害者福祉施設 研究大会 in 宮崎大会実行委員	主催施設代表	廣瀬 恵
	実行委員長	日高武敏
	実行委員	岡本知香
	実行委員	林 裕一
	実行委員	櫻木 香
	実行委員	宇都宮知敬

② 会議

会議名	内 容	参加者	開催日時	
法人職員会 職 員 会	1. 法人職員会	法人全職員	第3 土曜日	
	2. 障害者支援施設職員会 ①次月の勤務、行事、研修、防災、業務計画 ②事故等の報告と対策・苦情報告と対策 ③生活、支援全般に関すること ④保健・医療に関すること ⑤給食・栄養に関すること	障害者支援施設 エデンの園職員		
	3. 地域福祉課職員会（障害者支援施設に同じ） ①生活介護事業所エデンの園ふれあい ②エデンの園グループホーム ③相談支援事業 ④放課後等デイサービス	各事業所所属職員		第3 土曜日 他
法人 ・ 事業 運 営 に 関 す る 委 員 会	経営委員会	1. 各サービス事業の経営状況確認 2. 中長期計画の達成状況確認、短期計画の見直し	理事長・施設長・ 事務局長・各課長	随 時
	運営委員会	1. 各サービス事業所の運営状況に関すること 2. 各課から報告、提案、検討、協議	施設長・事務局長 各課課長・各サービ ス事業所	第3 火曜日
	特定個人情報 管理委員会	特定個人情報に関する取組みの計画立案、指示、規則の策定、セキュリティ対策他	施設長・事務局長 各課課長・各サービ ス事業所・第三者委 員	随 時
	個人情報 管理委員会	個人情報に関する取組みの計画立案、指示、規則の策定、セキュリティ対策他	施設長・事務局長 各課課長・各サービ ス事業所・第三者委 員	随 時
	苦情解決 委員会	苦情、相談に対する解決策、対応の検討、防止策の検討	施設長・事務局長 各課課長・各サービ ス事業所・当事者・ 第三者委員	随 時
	虐待防止 委員会	虐待事案、相談に対する解決策、対応の検討、防止策の検討	施設長・事務局長 各課課長・各サービ ス事業所・当事者・ 第三者委員	随 時
	権利擁護 委員会	利用者の権利に関する検討	施設長・法人事務局 各課課長・各サービ ス事業所	随 時

	会議名	内 容	参加者	開催日時
サ ー ビ ス 事 業 運 営 等 に 関 す る 委 員 会	研修委員会	1. 職員研修の年間計画作成 2. OJT、OffJT、SDS研修等の企画運営及び検証 3. 職員会での研修企画運営	企画調整室 生活支援課 地域福祉課	第2 火曜日
	新人教育委員会	1. 新人職員の教育に関する事 2. 教育機関からの実習に関する事	企画調整室 生活支援課 地域福祉課	第2 水曜日
	広報委員会	1. 一粒の麦に関する事 2. ホームページに関する事 3. その他広報に関する事	法人事務局 企画調整室 生活支援課 地域福祉課	随 時 1回/3月
	チーフ会議	1. 活動班の運営の調整 2. 業務改善にかかる問題点の整理と解決案提案	生活支援課	第3 水曜日
	マニュアル会議	1. 各業務マニュアル、手順書の検討と資料作成 2. 既存の各マニュアル、手順書の見直し 3. 各マニュアル、手順書の周知	生活支援課	第3 木曜日
	栄養管理委員会	食事内容に関する事	生活支援課 管理栄養士 委託業者栄養士	第2 火曜日
	ケア会議	1. 利用者への直接支援に関する事 2. 活動に関する打ち合わせ	生活支援課	第1 水曜日
	防災委員会	1. 防災訓練に関する事 2. 大規模災害に関する事	防火管理者 生活支援課 地域福祉課	第3 土曜日 随時
	生活支援委員会	1. 利用者への直接支援に関する事 2. 業務内容の確認、見直し	生活支援課	第2 水曜日
	世話人会	1. 利用者への直接支援に関する事 2. 業務内容の確認、見直し	グループホーム	年 2回～3回
	労働安全衛生委員会	1. 職場における暗線衛生の確保に関する事 2. 職員の健康の確保に関する事	産業医・施設長・衛生管理者・職員代表	第4 木曜日

1. 概要

サービスの種類	定員
生活介護	65名
施設入所支援	60名

2. サービスの目的

指定障害者支援施設「エデンの園」の円滑な運営管理を図り、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適正な施設障害福祉サービスの提供を確保します。

3. 運営方針

- ①利用者の意向、趣向、障害の特性等を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づきサービスを提供する。その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的なサービスを提供します。
- ②個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況に応じて、支援を適切に行い、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮します。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつてサービスを提供するよう努めます。
- ④職員はサービスの提供あたっては、利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項については、理解できるように説明を行います。
- ⑤正当な理由なく、サービスの提供を拒まないものとします。
- ⑥施設運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めます。
- ⑦サービスの提供にあたっては、地域家庭との結びつきを重視し、関係機関（市町村・他事業所・医療など）との密接な連携に努めます。
- ⑧障害者総合支援法及び関係法令を遵守し事業を実施します。

4. 本年度の重点目標

(1)権利擁護の推進

支援員が担当制で権利擁護研修を行い、知識向上・意識改革を進めます。利用者の人としての当たり前の生活を目指します。

(2)障害の多様性や高齢化支援の学び

多くの利用者が知的障害だけではなく身体、精神、発達においても障害を持つ、重複障害者がほとんどです。加えて疾患や高齢化による心身の機能低下も見られます。多様な状態に対応できるよう学びを深めます。

(3)特性、特技を見極め、日中活動の充実

利用者の心身機能の維持やエンパワメントの掘り起し、利用者個々に応じたサービスの提供を図り、生活介護事業の充実に努めます。又、新たな生活介護事業の開設に向け、準備の年度とします。

(4)働きやすい（働きがいのある）職場環境

人事評価規定、キャリアパス規定を活用し、職員の勤労意欲を促進させ、業務の充実を図ります。又、「思いやりの心」「感謝の心」を忘れず、お互いが認め合う環境を目指します。

5. 事業内容及び職務内容

①日中活動支援

生活介護

- ・主として昼間において、食事の提供及び、食事、歯磨き、入浴、排泄などの介護、社会参加の支援、日常生活の相談支援など日常生活全般にわたる支援を行います。

(1)サービス内容

- | | | |
|-------------------------|---------------------------|----------|
| ・ 食事の提供 | ・ 創作的活動（園芸・陶芸・音楽・絵画・書道など） | ・ 入浴又は清拭 |
| ・ 身体機能及び日常生活能力の維持、向上の支援 | ・ 身体等の介護 | ・ 生活相談 |
| ・ 健康管理 | ・ 送迎サービス | ・ 訪問支援 |
| | | ・ その他 |

(2)日常生活支援（担当制）

- ①個別支援計画に沿った支援を実行し、質の高い生活ができるよう支援します。
- ②担当者は身辺処理や利用者の居室の清掃、衣類管理などを行います。
- ③担当は預金管理台帳による金銭の支払い手続きを行い、領収証を整理管理します。

(3)生活活動

日常生活における習慣の支援（洗顔・身だしなみ、洗濯、居室整理など）を日中活動で取り組みます。又、身体機能の維持・向上や健康増進のために運動（ウォーキングなど）を行い、日常生活習慣の習得と健康の維持、向上に繋がるように支援します。それにより、生活に潤いを与え、生活の質の向上を目指します。

(4)創作的活動

利用者の方の趣味や適正に合わせ、様々な活動（創作・療育・趣味・ドライブなど）を提供し、個々に応じた支援をすることで、経験値の拡充、日常の充実、心の安らぎを得らえるように支援します。それにより、個々の自信や生活意欲を高め、情緒の安定を図ります。

(5)活動内容

グループ	活動	内容	利用者数	職員数
A	高齢者療育	創作活動・身体ケア 身体機能向上 レクリエーション	23	17

B	視覚障害 陶芸・手芸 園芸・療育	創作活動 身体機能向上 視覚障害者支援 個別活動・身体ケア	陶芸・手芸・園芸・散歩・体操 リハビリ・点字・白杖歩行・衛生 ティーチプログラム・整容 口腔ケア	42	17 (18)
---	------------------------	--	---	----	------------

②施設入所支援

・主として夜間において、食事の提供及び食事、歯磨き、排泄などの介護、日常生活の相談支援など日常生活全般にわたる支援を行います。

(1)サービス内容

・食事の提供	・入浴又は清拭	・排泄支援	・身体等の介護
・生活相談	・健康管理	・その他	

余暇活動支援

(1)主たる行事

月	内 容
4	イースター・召天者記念会
5	ゴールデンウィーク
8	夏まつり
12	クリスマス会

(2)クラブ活動・余暇支援

・生け花	・舞踊	・絵画	・書道	・音楽療法	・体育
------	-----	-----	-----	-------	-----

(3)個別支援計画に基づき、個々の趣味、趣向に応じた余暇支援を行います。

医務（保健）計画

健康は、豊かな生活を営む根本である。利用者の健康に配慮し、その維持増進に努め、日常生活において、病気を予防し衛生的で穏やかな生活が送れるよう支援します。

(1)健康管理

- ①利用者の健康増進と維持を目的とした医療支援を行います。
- ②多職種と連携のもと疾病に早期発見、早期治療を行い、その原因、誘引の改善に努めます。
- ③年齢、障害、基礎疾患などの個別性を捉えた医療支援を行います。
- ④利用者・職員に感染症教育を行い、予防に努めます。

(2)リハビリテーション実施計画

- ①アセスメントを行い、リハビリテーション実施計画書を作成。
- ②実施（記録）、モニタリングを行います。

(3)嘱託医（他医療機関）来園日

- ①内科診察～第2水曜日 午後

②精神科診察～第4火曜日 午後

③歯科往診～第1・3金曜日 午前

(4)年間計画

月	内 容	実施機関
4月	定期健康診断(血液検査、尿検査、血圧測定、身長・体重測定、診察) 胸部レントゲン撮影(65歳以上の利用者)	田中外科医院
5月	真菌感染者の定期通院	小橋皮膚科医院
6月	脳波測定(抗てんかん薬服用者)	井上病院
7月	熱中症予防の為、水分補給の徹底	
8月	脳波測定(抗てんかん薬服用者) ・熱中症予防の為、水分補給の徹底	井上病院
9月	熱中症予防の為、水分補給の徹底	
10月	脳波測定(抗てんかん薬服用者) 定期健康診断(尿検査、血圧測定、体重測定、診察)	井上病院 田中外科医院
11月	インフルエンザ予防接種 ・生活習慣病検診(男性40歳以上)*(胸部レントゲン撮影、心電図、血液検査、尿検査、身長・体重測定、視力検査、骨密度検査、腫瘍マーカー) ※腫瘍マーカー(前立腺・消化器系)～男性のみ実施	田中外科 けいめい記念病院
12月	生活習慣病検診(男性40歳以上) 感染症予防月間	けいめい記念病院 手洗い、消毒の徹底
1月	脳波測定(抗てんかん薬服用者) ・感染症予防月間 生活習慣病検診(女性)・婦人科検診(乳がん・子宮がん検診)	井上病院 手洗い、消毒の徹底 健康づくり協会
2月	感染症流行予防月間 生活習慣病検診(女性)・婦人科検診(乳がん・子宮がん検診)	手洗い、消毒の徹底 健康づくり協会
3月	脳波測定(抗てんかん薬服用者) 感染症流行予防月間 生活習慣病検診・婦人科検診(乳がん・子宮がん検診)	井上病院 手洗い、消毒の徹底 健康づくり協会

栄養管理計画

食事は、利用者にとって毎日の楽しみの一つである。委託業者と連携を図りながら、食事の楽しさを感じていただき穏やかな時間を過ごせるように、食事環境や嗜好、身体状況に配慮し、季節感あふれる食事を提供します。

(1)栄養ケアマネジメントの実施

- ①利用者の栄養状態や身体状況を踏まえ、解決すべき課題を把握（栄養スクリーニング・アセスメントの実施）し、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態のも配慮した栄養ケア計画作成します。
- ②利用者の健康保持のために、栄養ケア計画に基づいたサービスを実施、記録します。
- ③利用者の栄養状態等については、定期的にモニタリングを実施し、3ヶ月に一回は栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行います。

(2)食事の提供

- ①食事は、主治医の指示（食事箋）を受け、栄養ケア計画に基づき、栄養所要量及び療養食の必要な利用者を考慮したうえで、適温で提供します。
- ②年に1回以上は、利用者個人からの聞き取りや観察による嗜好調査を実施し、献立に反映していきます。

防災計画（火災・風水害・震災）

災害（火災・風水害・震災）に備え、毎月防災訓練（防災教育）を実施します。

①防災訓練の計画、実施、反省を行う。

- ・避難・消火訓練・通報ほか特別訓練
- ・救急救命法
- ・給食委託業者（富士産業）との合同訓練

※訓練内容は、防災委員会にて協議決定する。

※防災マニュアル見直し（随時）

※訓練のお知らせは基本的に「訓練です」と最初に入れること

避難場所について～放送の際には、第1避難所＝「倉庫前」 第2避難所＝「体育館」で統一する。

※消防署への通報の際、必ず「訓練です 訓練です」と最初に入れること

※避難時の書類搬出

職員室～支援記録システムバックアップハードディスク

事務室～公文書・証憑書類・電子データ

医務室～必要書類

※避難時、ガスの元栓を確実に締めるなど火元を確認する

※自衛消防隊組織は別紙参照、具体的な動きについては、防災マニュアルを参照

②関係機関との連絡調整。

※災害発生時の対応については、別冊 障害者支援施設エデンの園防災計画参照

第三者機関との連携

①苦情解決と第三者委員会

苦情相談申し立てに対する対応は、社会福祉法人エデンの園における苦情相談に関する規定に基づ

き、速やかな解決と再発防止を目指します。

苦情相談において、利用者の権利擁護や虐待防止のため、第三者委員を設置します。

苦情解決第三者委員による相談会（はびねすの窓）を年2回開催します。

②第三者評価

組織運営やサービスの質を見直す気づきや取り組むきっかけを得る為に積極的に外部の評価期間を積極的に利用します。そのことにより改善が求められた評価結果は真摯に受け止め積極的な展開を進めます。

地域交流

地域に密着し必要とされる施設となれるよう、地域の行事に積極的に参加し、協働を進めるとともに、広報誌（一粒の麦）、ホームページ等を活用して障害者支援施設エデンの園がどのような施設であるか理解を深めます。又、実習生やボランティアを積極的に受け入れ福祉教育推進に努めます。

エデンの園 ショートステイ

1. 概要

定員	形態
4名	併設型（男性1名・女性1名）・空床型（2名）

2. 目的

利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排泄及び食事の介護、その他
必要な保護を適切かつ効果的に行います。

3. 運営の方針

《指定短期入所の取り扱い方針》

- ①利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に短期入所を提供します。
- ②サービスの提供にあたっては、利用者又はその介護を行うものに対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明します。
- ③短期入所の質の評価を行い、その改善を図ります。

《提供拒否の禁止》

- ④正当な理由なく短期入所の提供を拒否しません。

《心身状況等の把握》

- ⑤サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めます。

《指定障害福祉サービス事業所との連携》

- ⑥サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。又、終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行います。

《短期入所の開始及び終了》

- ⑦介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一次的に困難となった者を対象にサービスを提供します。
- ⑧他の福祉サービス事業者その他保健医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携によりサービスの提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療・福祉サービスを利用できるよう援助に努めます。

《サービスの提供》

- ⑨サービスの提供にあたっては、利用者心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って下記のサービスを提供します。

・ 食事の提供 ・ 入浴又は清拭 ・ 身体等の介護 ・ 機能訓練 ・ 生活相談 ・ 健康管理

《人権の擁護及び虐待防止のための措置》

⑩利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、下記の措置を講じます。

- ・人権の擁護、虐待防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- ・苦情解決体制の整備
- ・成年後見制度の利用支援
- ・虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- ・その他、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため必要な措置

地域貢献事業（じょい・ほっぷ）

1. 目的

児童の意思及び人格を尊重し、常に児童の立場に立ってサービス提供を行う。事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、保護者や学校、国富町、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスを提供します。

2. 主たる対象者

- ①療育手帳軽度判定の児童、又は療育手帳の判定で自立と療育判定を繰り返す児童。
- ②学校や地域での集団になかなかなじめない児童。
- ③地域の児童館では放課後過ごすことが出来ない児童
- ④家庭の事情や地域に児童館が無いなど放課後の過ごし方に苦慮している児童

3. 職務内容

アセスメントを行い、児童のニーズに応じて、以下のプログラムを行います。

- ①集団生活への適応支援
- ②レクリエーション
- ③相談
- ④送迎

第3章 地域福祉課 地域福祉支援センター

1. 概要

生活介護、グループホーム、相談支援、放課後等デイサービスの4つの事業を統括します。

2. 目的

地域福祉課所属の4つの事業所の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適正なサービスの提供を確保します。

3. 運営方針

- ① 地域社会の一員として生きる喜びが得られるよう、一人ひとりの能力や個性に合った支援をし、利用者とその家族または後見人、支援者が一体となって普通の生活の実現を目指します。
- ② 関連機関とは連携を図り、社会参加の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生できるように、日常生活や社会生活に必要な支援を行います。
- ③ 現代社会の問題点を踏まえて各種機関と連携しながら地域住民の生活向上のために公益事業を行います。

4. 本年度の重点目標

- ①各事業所の円滑な運営
 - ・毎日、定員数に近い利用となるような契約数を目指します。
 - ・利用者の健康管理、特に長期欠席や集団感染にならないよう留意し、安定した経営につなげます。
- ②関連機関との連携による取り組み
 - ・東諸地区地域福祉コーディネーター連絡会の活動を通して地域の問題に取り組みます。

5. 職務内容

- ①4 事業所の統括
- ②関係機関との連携
 - ・関係機関との連絡、調整、訪問を行い、信頼関係を築きます。
 - ・地域の福祉資源を活用し、地域ぐるみの支援体制を築いていくための橋渡しを行います。

6. 社会貢献事業

みやぎき安心セーフティネット事業の実践により、生活困窮者等の自立を支援するための相談活動を行います。*CSW（コミュニティーソーシャルワーカーは相談支援事業所配属）

エデンの園 ふれあい

1. 概要

サービスの種類	定員
生活介護	20名

2. 目的

人員及び管理運営に関する事項を定め、職員が当該事業所の支給決定を受けた利用者に対し、適切な生活介護サービスを提供します。

3. 運営方針

- ①利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生

に必要な支援及び訓練を適切に行います。

- ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って生活介護サービスを提供するよう努めます。
- ③地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ④障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める内容のほか、関係法令を遵守し、事業を実施します。

4. 本年度の重点目標

- ①利用者一人一人の障害特性を理解し、それぞれの利用者の能力に合った個別支援計画に基づいて支援します。
- ②利用者の心身の状況や健康状態を把握し、安心して通所できるよう、常に安全で明るく清潔な環境作り、職員と利用者が信頼しあえる家庭的な環境づくりに努めます。
- ③感染予防として、日頃から、体力維持に努め、日々のバイタルチェックにより、早期に適切な対応が取れるように、「気づき」の意識を高め、ホーム職員や家族等との連携を図ります。
- ④音楽活動を通して、地域社会の一員として意識を高め、生きがいに繋がるよう支援します。
- ⑤生産的活動として、委託作業や下請作業等の場を提供します。また、販売等の機会を提供し、製作意欲の向上を図り、工賃を支払う事で、楽しみや働く喜びに繋がるように支援します。

5. 職務内容

①健康管理

- ・毎日、来所後や外出後に手洗い、うがい、手指の消毒を行い感染症予防に努めます。
- ・毎朝、健康チェック時に、検温、血圧測定を行います。また、連絡帳を確認し、顔色・表情・仕草等から、心身の状態観察を行い、健康管理に努めます。
- ・体重測定 毎月一回実施
- ・健康診断 年2回実施（田中外科医院）
- ・歯科往診 年4回実施（宮崎歯科福祉センター）

②リハビリテーション実施計画

- ・アセスメントを行い、リハビリテーション実施計画書を作成。
- ・実施（記録）、モニタリングを行います。

③活動内容

<創作的活動>

内 容 ○作品制作・絵画工作

オブジェ（鍋敷き・写真立てなど）・肩たたき棒・布ペン立て・ビーズ作品・古紙（点字用紙やチラシなど）を利用してのこより作り

○音楽活動 ～ 毎週月曜日と第1・第3水曜日と第2・第4金曜日に実施。コンサートを年2回実施。

○個別プログラム ～ 点字学習と白杖歩行を月2回ずつ火曜日に実施。
ワーク

○調理実習 ～ お菓子などを作る。月1回実施。

- ドライブ ～ 毎月2回実施。
- 運動 ～ 毎月4回実施。

<生産的活動>

- 内 容 ○委託作業 ～ 宮王設備工業：毎週2回（火・木）10:00～12:00
 ○下請作業 ～ 宮崎食研など不定期
 ○お菓子作り ～ 不定期
- 販 路 ○常設店舗 ～ 菜菜館・こもれび
 ○定期的販売 ～ 歩一步の店・わくわく市など

工賃の支払 生産的活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として生産的活動に従事している利用者に支払います。

③行事やレクリエーション等

月	内 容	月	内 容
4月	イースター・昇天者記念 (施設合同)	10月	スポーツレクリエーション
			コンサート（盲重研）
5月	選択外出	11月	レクリエーション
6月	レクリエーション	12月	クリスマス会
7月	サマーフェスタ	1月	コンサート
8月	レクリエーション	2月	レクリエーション
9月	レクリエーション	3月	焼き肉

※ふれあい会と誕生会は毎月実施

エデンの園グループホーム（共同生活援助）

1. 概 要

名 称	定 員	名 称	定 員
ホームみらい	男性8名	のぞみの家	女性4名
いこいの家	男性4名	青い鳥	男性7名

2. 目 的

グループホームにおいて実施する指定障害福祉サービス事業の共同生活援助の適切な運営を確保するため必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共同援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定共同生活援助の提供を確保します。

3. 運営方針

- ①利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居を利用しながら、

入浴、排泄又は食事等の援助、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行います。

- ②地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業所、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ③利用者の負担により、事業所の従事者以外の者による介護又は家事等を行いません。

4. 本年度の重点目標

- ① 運動の推進
利用者が高齢になる中、健康を維持できるよう必要な運動量を確保することに努めます。
- ② 感染症の予防
感染性胃腸炎、インフルエンザ等に罹らないために、手洗い・うがい、水分補給・乳酸菌摂取、定期的消毒等により免疫力の向上や健康管理に努めます。
- ③ 余暇の充実
休日や余暇の時間に利用者個人にあった楽しみを提供できるよう努めます。

5. 職務内容

- ①衣食住の配慮
 - ・衣類は、清潔なものを着用し身嗜みを整えます。
 - ・食事は、利用者の年齢、体調を考えて提供します。
 - ・住居は、清潔で個性のある明るい環境にします。
- ②余暇
 - ・ 4月 花見会
 - ・ 5月 県障がい者スポーツ大会
 - ・ 8月 きれいなまちづくりボランティアのつどい
 - ・ 9月 宮崎市障害者スポーツ大会
 - ・ 10月 国富町ふれあいレクリエーション
 - ・ 11月 国富町ウォーキング大会
 - ・ 12月 忘年会
- ③健康管理
 - ・ 40歳以上の方は、ご家族の意向を考慮し、各種保険の特定健診、がん検診を受診します。
 - ・ 健診結果は、年度末のグループホーム家族会でご家族に提示します。
 - ・ 健診の結果、再検査が必要な場合は、ただちにご家族にお知らせします。

放課後等デイサービス 麦わらぼうし

1. 概要

サービス種類	定員
放課後等デイサービス	10名

2. 目的

障がい児や発達が気になる子どもが地域社会との交流を図り、生活能力の向上のための訓練を行いつつ自立を促進し、児童と家族が安心できる場所として適正なサービスを提供します。

3. 運営方針

- ① 利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切なサービスの提供を行います。
- ② 利用児の意思及び人格、また家族との結びつきを重視し、常に利用児の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ③ 県や関係市町村、学校関係者、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設、その他の保健医療サービスを提供する者など関連機関との連携を図るとともに、地域住民やボランティアなどの協力も得て、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 本年度の重点目標

- ① 利用児や家族のニーズに応じた支援を提供し、満足度に繋がります。
- ② スキルアップを目的としたペアレント・トレーニング等の研修、勉強会を行います。
- ③ 15名の契約を目指し、毎日10名の安定した利用に繋がります。

5. 職務内容

- ① <活動>
・週間予定

月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
○ストレッチ運動 ○散歩 ○その他	○伝承遊び ○ゲーム・ルール性のある遊び	○書道(第1・3) ○運動遊び(感覚統合)	○触感遊び ○創作活動	○音楽遊び(第1・3) ○戸外遊び	○事業所開放日(不定期) ○地域活動 ○おやつ作り

- A 学習・課題 (宿題、ワーク、工作、手芸、書道)
- B 機能訓練・健康 (運動遊び、ストレッチ、ウォーキング、折り紙)
- C 人間関係・社会性 (伝承遊び、ゲーム遊び、地域活動)
- D 表現・言葉 (音楽療法、創作活動)
- E 環境 (地域活動、家族会)

*講師による活動(書道 月2回・音楽療法 月2回)

*おやつ作り月1回

- ② <基本的な生活習慣の獲得>
挨拶、身辺整理(活動の準備・片付け)、掃除
- ③ <健康管理>
検温、食事、排泄、服薬、長期休暇時の生活リズムの安定

・年間行事計画

月	内容	月	内容
6月	家族会	1月	凧揚げ大会 家族会
8月	デイキャンプ	2月	外食支援
10月	陶芸教室	3月	遠足
12月	クリスマス会		

*事業所開放日は不定期で実施する予定。

エデンの園相談支援事業所

1. 概要

相談支援事業（基本相談支援・計画相談支援・障害児相談支援）

2. 目的

必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下、「利用者等」という）の意思及び人格を尊重し、障害者総合支援法、児童福祉法等の関連法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な障害福祉サービス、または、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練や治療をするための支援を適切に受けられるよう、利用者等の相談に応じ、各種サービスの利用援助・調整など地域生活に必要な支援を行ないます。また、必要に応じて関係諸機関等と連携を図るなど常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援等の提供を確保します。

3. 運営方針

- ① 利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」といいます。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ② 運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。
- ③ 実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、計画作成対象者障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏る事のないよう、公正中立に行います。
- ④ 前3項のほか、各法律、各関連法に定める内容を遵守し事業を実施します。

4. 本年度の重点目標

① 細かな支援

定められたモニタリング時期や計画更新時期または相談があつてからの訪問だけでなく、密に連絡を取り、困りごとはないか、変化はないかなどを聞き取ります。

② 連携強化

福祉サービス事業所等との連絡調整、ケア会議の開催などを通して連携を強化し、寄り添う支援を行っていきます。

5. 職務内容

① 基本相談

地域の障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者、障がい児の保護者、介護者からの

相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、市町村及び指定障害福祉サービス事業者等と

の連絡調整などを総合的に行います。

②-Ⅰ サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）・障がい児支援利用援助（障がい児支援利用援助

計画の作成）

- ・相談支援専門員は、利用者および家族等に面接して、利用者及び家族のおかれている状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題などを把握します。（アセスメント）
- ・相談支援専門員は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等利用計画案または障害児支援利用計画案（以下、「各計画案」といいます。）を作成します。
- ・相談支援専門員は、作成した各計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付や訓練等給付、障がい児通所支援等の対象となるか否かを区分した上（支給決定）で、各計画案の内容について、サービス提供事業者、利用者及びその家族等に対して説明し、専門的な見地からの意見を踏まえた上で（サービス担当者会議）、利用者等の同意を得、決定するものとします。

②-Ⅱ、継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助（モニタリング）

- ・相談支援専門員は、サービス等利用計画または障がい児支援利用計画（以下「各本計画」といいます。）後、各本計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（モニタリング）を行い、必要に応じて各本計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定に係る申請の推奨及び必要な援助を行います。
- ・利用者及び家族等が各本計画の変更を希望した場合、または事業者が各本計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、各本計画を変更します。

別紙 1 社会福祉法人エデンの園 職員研修年間計画

《宮崎県社会福祉協議会主催分》

※関係協会、その他、その他必要な研修については随時参加予定。

研 修 名	対象職員	予定人数
新任職員研修	新採用職員	3
コミュニケーションスキル基礎研修	一般（初級）	1
記録実技基礎研修	一般（初級）	1
OJTスキル基礎研修	新任教育担当	1
OJTスキル実践研修	新任教育担当	1
コミュニケーションスキル実践研修	一般（中級）	1
コミュニケーションスキル応用研修	チーフ	1
法律・制度研修	管理者	1
記録技術応用研修	一般（中級）	1
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程（中堅コース）	一般（中級）	2
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程（管理職員コース）	課長・主任	1
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程（初任者コース）	入職2年以内	1
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程（チームリーダーコース）	主任・チーフ	2
マネジメントスキル基礎研修	主任・チーフ	1
管理職マネジメント研修	課長・主任	1
職場研修企画者養成研修（人材育成指導担当者コース）	主任	1
認知症基礎研修	高齢者支援	1
リーダーシップ開発研修	一般（上級）	1
課題解決スキルアップ研修	チーフ	1
ターミナルケア研修	高齢者支援	1
発達障がい研修（幼少期・学童期）	児童支援	1
感染症研修（高齢者・障がい者）	一般（中級）	1
職場研修企画者養成研修（前期・後期）	一般（上級）	1
障がい者コミュニケーション研修	一般（初級）	1
施設管理者研修	施設長	1
社会福祉法人 理事研修	理事	2
社会福祉法人 監事研修	監事	2

《その他》

新任職員研修（県知協）		
サービス管理責任者研修		2
強度行動障害支援者養成研修（基礎）		4
強度行動障害支援者養成研修（実践）		4
喀痰吸引等研修		2
虐待防止・権利擁護研修		5程度
高齢者施設実習		2
発達障がい（自閉症）支援施設実習		1